資料１

パブリックコメント資料

第２次総合振興計画
基本構想（素案）

【目 次】

『基本構想』

第１章　基本構想の概要
（１）目的
（２）目標年度

第２章　将来都市像
（１）基本理念と将来都市像
（２）将来人口
（３）土地利用構想
　ア　土地利用の現状と方向
　イ　地域別拠点整備方針
　ウ　土地利用別整備方針
（４）総合交通体系
　ア　道路ネットワーク
　イ　公共交通ネットワーク

第３章　施策の大綱
　政策１　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち
　政策２　健康で安全・安心に暮らせるまち
　政策３　人にやさしい思いやりのあるまち
　政策４　環境にやさしく自然が豊かなまち
　政策５　人が集い活力ある産業が育つまち
　政策６　快適で暮らしやすいまち
　政策７　地域に根ざした教育・文化のまち
　政策８　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

基本構想

第1章　基本構想の概要

(1)目的

基本構想は、熊谷市の現状と特性を踏まえ、次世代へ引き継ぐ将来都市像を描き、目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定めて、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

(2)目標年度

基本構想は、平成 30（2018）年度を初年度とし、令和９（2027）年度を目標年度とする 10 年間の計画とします。この度、令和４（2022）年３月に熊谷市都市計画マスタープランを策定したことに伴い土地利用構想を見直したため、また、社会経済環境に柔軟に対応するため、後期基本計画（令和５（2023）年度～令和９（2027）年度）の策定に併せて一部見直しを行います。

第2章　将来都市像

(1)基本理念と将来都市像

先人たちが守り、創り、育んできた本市の歴史や文化、自然は、大切な地域資源であり、私たちの生活に潤いと生きがい、誇りを与えてくれるかけがえのない宝物です。

次世代を担う子どもたちにこれらの宝物を継承していくことは、私たちの責務であるだけでなく、まちづくり・地域づくりの目標でもあります。

全国的に人口が減少し、地域活力の衰退が危惧される中、子どもたちが未来に希望を持ちながら笑顔で暮らせるまちは、すべての世代にとっても安心して心豊かに暮らせるまちだと考えます。

そこで、本市の将来都市像を

「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷　～輝く未来へトライ～」

と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指します。

(2)将来人口

令和２（2020）年の国勢調査で、我が国の人口は１億 2614 万６千人となり、平成 27（2015）年と比べ、人口は 94 万９千人の減少（2015 年から 0.7%減、年平均 0.15%減）と減少傾向が続いています。

総人口を男女別にみると、男性が 6135 万人、女性が 6479 万７千人であり、女性が男性より 344 万７千人多くなっています。

また、令和元（2019）年 12 月以降、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関（WHO）により「ＣＯＶＩＤ-19」と名付けられましたが、わが国にも社会や経済に多大な影響を及ぼし、私たちの生活も脅かされる中、少子化に歯止めがかからない状況となっています。

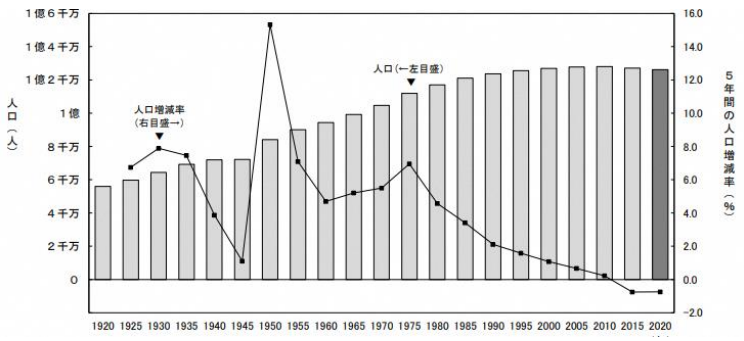

出典：総務省「令和２年国勢調査 人口等基本集計結果の要約」（令和３年 11 月 30 日）

本市では、平成 12（2000）年をピークに人口が減少していますが、令和４（2022）年１月１日時点における住民基本台帳人口に基づく独自推計によると、本計画の最終年度である令和９（2027）年度には、187,500 人程まで減少するという推計結果となりました。

しかし、基本構想策定時（平成 29（2017）年度）の推計値 184,000 人から 187,500 人と、僅かとはいえ本市の人口減少が抑制される傾向がみられたのは、この間の、転入定住促進、出産・子育て支援、雇用促進、教育環境の充実、シティプロモーションなどの施策等が功を奏している結果と言えます。

今後もこうした取組に加え、時代環境を先取りし、また、より魅力のあるまちづくりを進めることにより、市民が安心して住み続け、そして新たな市民として多くの人が集うまちとなることが可能と考えます。

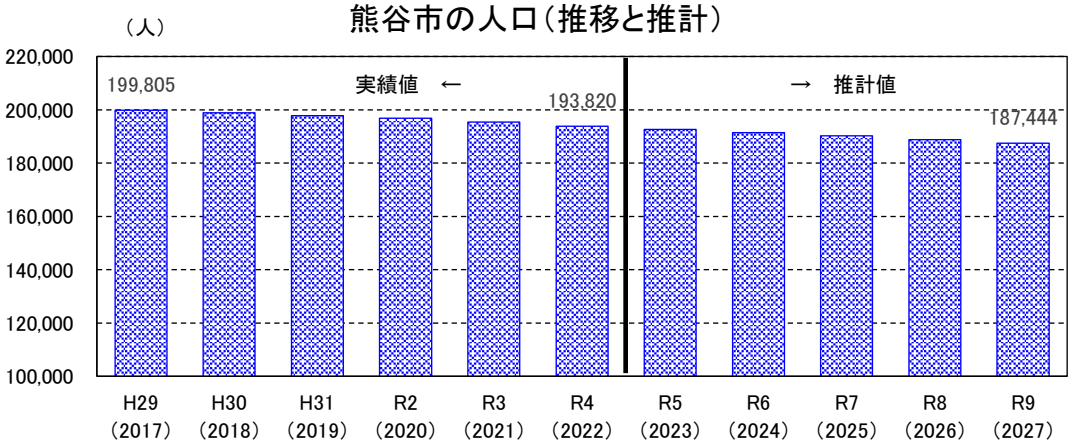

(3) 土地利用構想

ア　土地利用の現状と方向

本市は、古くは中山道の宿場町として栄え、現在では、戦災復興土地区画整理事業によりよみがえった「都市拠点」である熊谷駅周辺に商業・業務機能が集積するとともに、地域ごとに中核的・都市的な土地利用がなされた「地域拠点」を有しています。

一方で、利根川と荒川の二大河川をはじめ多数の河川が育んだ肥沃な農地、里山や自然林、丘陵地など豊かな自然にも恵まれています。

加えて、ジャパンラグビーリーグワン所属の埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地である熊谷ラグビー場ほか、多くの運動施設を有する県営熊谷スポーツ文化公園をはじめとした、公園・緑地、スポーツ・文化施設が充実しています。また、ＪＲ上越・北陸新幹線の停車駅があることや、高速道路網に囲まれている本市の立地を生かす広域道路網の整備も進んでいます。

しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の時代を迎え、本市においても、これまで以上に地域経済の縮小や財政状況の悪化が危惧されていることから、市民サービスの維持や地域経済の活性化を促す、より適切な行財政運営が求められています。

そこで、本市が取り組むべきリーディング・プロジェクトを念頭に、既存の施設やインフラの適切な維持管理、更新時の高度化・複合化を図るとともに、就業機会の拡充、転入・定住促進、出産・子育て支援に力を入れ、「将来を見据えたまちづくり」を推進します。

今後は、都市計画マスタープランや立地適正化計画の運用による都市機能の集積や適切な居住誘導を図るとともに、本市の都市拠点である熊谷駅周辺と各地域拠点を道路網や公共交通網でネットワーク化する、「多核連携型コンパクト＆ネットワークシティ」の形成を目指します。

また、鉄道網や道路網が充実した本市の広域ネットワークの優位性を生かし、市街地開発や企業誘致を進めることで新たな人の流れを創るとともに、定住も促進することで知的対流※が起こる都市を目指します。

これらを踏まえ、基本構想に基づく新たな都市的土地利用を計画的に推進するとともに、これまで築き上げた本市の都市基盤を生かし、市域を中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの５つのエリアに区分して、地域の特色を生かした整備を目指します。

《地域の区分》



※知的対流　地域の魅力ある「しごと」の内発的な創出・発展に向けて自治体や地域の様々な主体が連携して知恵やアイデアを出し合い、実際の活動に昇華させていくこと。

イ 地域別拠点整備方針

〈中央エリア〉



熊谷駅を中心に商業・業務施設が集積し、道路や公園といった都市基盤も高い水準にあり、その周辺には住宅が広がっています。

ＪＲ上越･北陸新幹線やＪＲ高崎線､秩父鉄道線が結節する熊谷駅正面口周辺の都市機能を生かした土地の利活用を図るとともに、新たな市民体育館を中心とした荒川公園周辺整備に併せた熊谷駅南口周辺の活性化を推進します。

中心市街地は､周辺市町への郊外型大型店舗の立地などにより、商業機能の活性化維持については厳しい状況にありますが､交通の利便性が高く都市機能が集積している利点を生かし、ウォーカブルなまちを目指し、生活利便性の向上を図ることが求められています。

そこで､中心市街地においては､ユニバーサルデザインに配慮した道路ネットワークや自転車通行空間を充実させ、既存のインフラを生かした都市機能の集積や､高度化・複合化による機能の充実を図るとともに､商業機能の活性化､緩やかなまちなかへの居住を進め､市域内の拠点性や広域圏における求心力を高めていきます。

また、県北の地域振興の拠点機能を有し、人の交流から新たな産業や活動を創出する（仮称）北部地域振興交流拠点の整備を推進します。

〈東部エリア〉



既存集落と農地の割合が多くを占める一方、ソシオ熊谷流通センターや熊谷ミニ工業団地などの産業系土地利用も見られます。

国道 17 号熊谷バイパスや第２北大通線をはじめとする道路網、秩父鉄道線ソシオ流通センター駅など良好な交通アクセスを生かした土地利用を図ります。

ソシオ流通センター駅周辺においては､市街化区域への編入及び土地区画整理事業の実施により､用途地域に即した産業用地を創出し､産業拠点整備や防災機能の拡充を進めます。

国道 17 号熊谷バイパス及び国道 125 号周辺では、（仮称）道の駅「くまがや」の整備を進め、産業の振興を図ります。

また､県営熊谷スポーツ文化公園は､日本屈指のスポーツ施設であることから､その周辺地域においても市民の健康増進と文化的活動を支援する拠点としての機能向上を促進するとともに､埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地としての集客力をまちづくりに生かします。

さらに、熊谷駅東側から久下橋にわたる産業誘導ゾーンを含めたこれらの産業拠点、スポーツ・文化・健康拠点は、ともに防災機能を拡充させ、災害時において互いに連携を図っていきます。

〈西部エリア〉



住宅地と既存集落、農地、工業団地がバランスのよい配置となっています。

ＪＲ高崎線の主要な始発駅である籠原駅の利便性と、土地区画整理事業や道路整備の進捗により形成された良好な都市環境を生かし、商業・サービス産業や生活文化施設と連携した土地利用を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活関連施設※の整備を促進します。

籠原駅周辺の低未利用地は、「スマートシティ」及び「ゼロカーボンシティ」の実現のため、民間による土地区画整理事業を促進し、環境に配慮した技術や最先端技術をまちづくりに生かすとともに、新たなまちづくりとして働き方に合わせた新たな産業を集積することを目指します。

熊谷貨物ターミナル駅周辺においては、自動車輸送と鉄道輸送の結節点を有することから、周辺環境に配慮しながら、物流をはじめとした産業系施設の集積を推進するなど、新たな産業拠点の形成を図ります。

また、熊谷さくら運動公園や別府沼公園は、地域の健康拠点及び防災活動拠点としての機能向上を図ります。

〈南部エリア〉



荒川右岸に位置し、既存集落と農地、山林等の土地利用となっています。

里山等の豊かな自然とため池かんがいによる水稲栽培など、地域の歴史や文化を生かしながら、生涯学習・スポーツ振興・農業振興などを目的とした生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

立正大学や埼玉県農業大学校等の教育研究機関が立地しているほか、産業系土地利用もみられることから、既存施設が連携しその機能を最大限生かせるよう、（仮称）東西幹線道路の整備を促進し、環境に調和した土地利用の促進を図ります。

〈北部エリア〉

利根川沿岸に位置し、既存集落と農地の割合が多い一方で、商業地では昔ながらの商店街を中心とした日常生活を支える生活利便施設が立地しています。

豊かな水辺空間が広がる利根川河川敷やグライダー滑空場といった特色のある地域資源と、地域の歴史や文化を生かすとともに、生涯学習・スポーツ振興・農業振興などを目的とした生活文化施設等が連携した土地利用を図ります。

ほぼ全域が浸水想定区域となっており、特に利根川沿岸は、国が進めている堤防強化対策に併せソフト面でも災害対策を推進します。



妻沼聖天山周辺においては、国宝「歓喜院聖天堂」等の歴史的な建造物があり、門前町としての歴史や文化を生かし、景観に配慮したまちづくりを進めます。

利根川新橋の建設実現と、これに伴う群馬県・栃木県など周辺地域を含む幹線道路網の整備による北関東圏のアクセス向上により、産業振興を図るとともに、各防災拠点のネットワークを構築することで、安心安全な暮らしの実現を推進します。

※生活関連施設　高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２条第 23 項）

ウ 土地利用別整備方針

〈住居系土地利用〉

都心への通勤圏内であるとともに豊かな自然環境を有し、スポーツ・文化施設も充実する本市の特長を生かし、出産・子育てがしやすく、誰もが安心して暮らすことができる良好な住環境の形成を図ります。

公共交通や都市機能の利便性を生かし、脱炭素化を踏まえたコンパクトなまちづくりを図るとともに、周辺地区においては、地域特性を生かした住環境の形成を図ります。

市街化調整区域内の既存集落については、「田園地区まちづくり条例」等の適切な運用により、集落コミュニティの維持及び拠点の形成を図ります。

〈商業系土地利用〉

良好な都市景観の形成や魅力ある商業空間を創出します。

中心市街地については、都市機能の集積や施設更新時の機能複合化により利便性の高いにぎわい空間を形成します。

各地域拠点の商業系集積地においては、公共交通の利便性を生かし、日常生活を支える生活利便施設を誘導します。

〈工業系土地利用〉

工業生産活動・流通業務機能を高め、経済の活性化と就業機会の拡充を図るため、用途地域に即した産業用地の創出や既存産業団地の拡張を推進します。

なお、産業用地の創出は、農業との調整を図った上で、適正な開発許可制度の活用により推進します。

また、既存の産業団地においては、その団地が持つ機能の更新や拡大を支援します。

〈農業系土地利用〉

農地の更なる高度利用を図るため、農業生産基盤の整備や６次産業化等を進め、まとまりのある優良農地を保全します。

農業・農村は食料の供給機能だけでなく、水田等の持つ遊水機能や気温の上昇を緩和するといった多面的機能を持っているので、これらの機能が十分発揮できるよう、地域による適切な維持管理を支援します。

なお、市街化区域内の農地については、生産緑地制度※による適切な保全に努めます。

〈自然系土地利用〉

森林や河川等の自然環境については、グリーンインフラ※機能、地球温暖化対策の観点からも保全に努めます。

丘陵や河川等については、大地震や水害等の自然災害に対する適切かつ十分な対策を行うとともに、公園や緑地は、避難所としての機能も持ち合わせることから適切な保全を図ります。

また、南部エリアの原風景でもある里山を地域の貴重な財産と捉え、適切な保全に努めるとともに、近年散見される斜面崩壊を引き起こすおそれのある山林の伐採や盛土等を抑制します。

※生産緑地制度　良好な都市環境の形成を図るため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部の農地の計画的な保全を図る制度。平成 27（2015）年４月に施行された都市農業振興基本法に基づき、従来、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換した。

※グリーンインフラ　道路、堤防等のコンクリートによる人工建造物（グレーインフラ）に対し、自然環境が持つ多様な機能（生物の生息の場の提供、気温上昇や雨水流出の抑制等）をインフラ整備に活用し、防災、減災などに役立てる取組。

(4)総合交通体系

ア　道路ネットワーク

本市を取り囲む、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び北関東自動車道の各インターチェンジへのネットワーク、首都高速道路延伸の新大宮上尾道路、熊谷渋川連絡道路や利根川新橋を含む広域幹線道路など、活力ある地域経済を支える広域連携道路の整備を促進します。

各拠点の利便性や移動性の向上を図ることで、快適で安全な暮らしを支える拠点間連携道路の整備を促進します。

生活道路については、誰もが安心安全に利用できることを念頭に維持管理、整備を行います。

なお、道路整備に当たっては、施工方法の見直しによる効率化や品質の確保に留意しながら、災害時における防災空間としての機能を高めるとともに、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮した取組を行います。

また、自転車利用には環境負荷の低減、回遊性の向上、健康増進等の効果があることから、自転車通行環境の整備等を進めます。

〈広域連携道路〉

産業誘致の優位性、都市間移動の速達性を高めるとともに災害時における緊急輸送の円滑化を図るため、市域内から各高速道路等までを短時間で結ぶ広域連携道路の整備に向けて関係機関との協議に取り組みます。

〈拠点間連携道路〉

地域拠点間を有機的に結びつける拠点間連携道路について、計画的な整備を促進します。

〈生活道路〉

安心安全な道路環境を目指して、人優先の視点で維持管理、整備を行います。特に、通学路を中心に安全対策を進めます。

中心市街地については、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮した維持管理、整備を行います。

〈自転車ネットワーク〉

サイクリングロードを有する利根川、荒川を軸に、既設道路及び計画道路等を利用して、周辺市町やスポーツ・文化・健康拠点等との自転車通行空間の整備によるネットワークを構築します。

イ　公共交通ネットワーク

主要な公共交通の結節点となっている熊谷駅やＪＲ高崎線の主要な始発駅である籠原駅の拠点性を高めるとともに、公共交通網の強化や利用しやすい環境整備を行います。これにより、公共施設利用者や交通弱者等、市民の交通手段を確保します。

また、市民の生活や来訪者の観光・スポーツツーリズム等における利便性を向上させるため、新たな技術やサービスの活用により、公共交通の充実を図ります。

■広域連携図

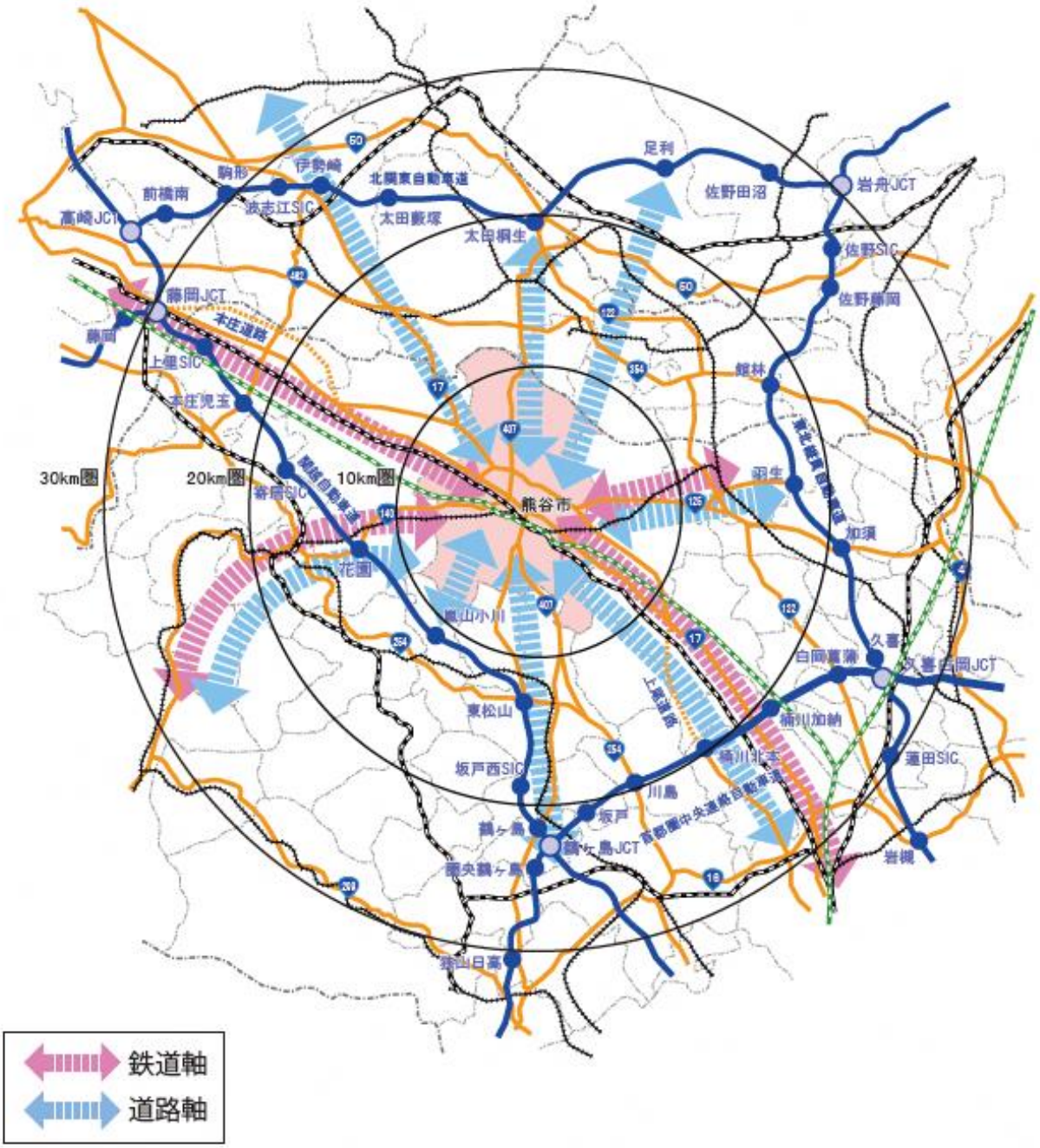
30km圏
20km圏
10km圏
熊谷市
花園
寄居SIC
本庄児玉
上里SIC
藤岡JCT
藤岡
本庄道路
駒形
伊勢崎
前橋南
高崎JCT
渋志江SIC
北関東自動車道
太田藪塚
太田桐生
足利
佐野田沼
岩舟JCT
佐野SIC
佐野藤岡
館林
羽生
加須
東松山
坂戸西SIC
鶴ヶ島
鶴ヶ島JCT
川島
坂戸
嵐山小川
白岡菖蒲
久喜白岡JCT
久喜
蓮田SIC
岩槻
圏央鶴ヶ島
狭山日高
鉄道軸
道路軸

■将来都市像図（土地利用構想・都市構造）

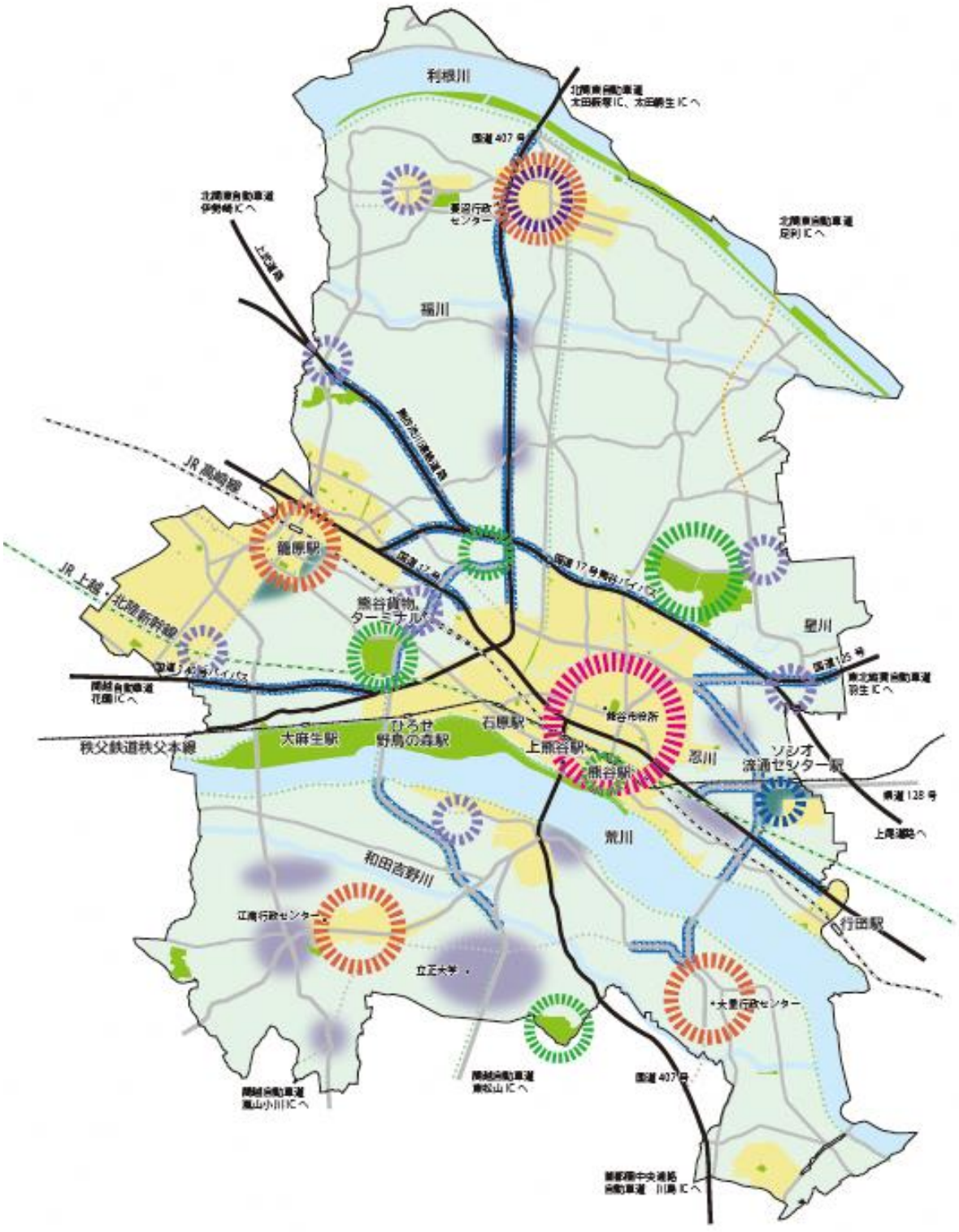

凡　例

都市拠点	集落・農地・樹林ゾーン	国道
地域拠点	市街地ゾーン	主な県道・市道
スポーツ・文化・健康拠点	公園・緑地ゾーン	計画道路
観光交流拠点	新たなまちづくり検討ゾーン	構想道路
産業拠点	産業誘導ゾーン	自転車（計画）道
東部重点産業拠点	沿道型土地利用ゾーン	

■拠点、ゾーンの構成

都市拠点	商業・業務・行政機能等が集積しており、公共交通の利便性の良さにより市域における各拠点との連携や広域圏における連携の中心を担う拠点です。
地域拠点	生活文化施設や公共交通など良好な都市基盤を生かし、各地域の機能や規模に応じた暮らしを支える都市機能の集積や誘導を図る拠点です。
スポーツ・文化・健康拠点	大規模なスポーツ・文化施設を中心とし、スポーツツーリズムの推進により交流人口の拡大を図るとともに、スポーツ・文化・健康に資する機能の集積や誘導を図る拠点です。
観光交流拠点	国宝など歴史的な建造物を有することから、これらの歴史的な資産を生かした景観に配慮したまちづくりを推進し、交流人口の拡大を図る拠点です。
産業拠点	各種開発事業などによる面的な整備手法により、計画的に産業集積を目指す拠点です。
東部重点産業拠点	良好な交通アクセスを生かし、新たな産業用地の創出や既存施設の機能更新を推進する拠点です。
市街地ゾーン	既に市街地を形成しているゾーンです。
集落・農地・樹林ゾーン	農村集落や農地、山林等を中心とした自然環境を保全するゾーンです。
公園・緑地ゾーン	市民生活に潤いと安らぎを提供するために、保全及び活用を図るゾーンです。
産業誘導ゾーン	個別の開発行為を中心に、比較的短い期間で産業の誘致を図るゾーンです。
沿道型土地利用ゾーン	エリア全体で産業誘導を図るものではなく、営農環境等、周辺への影響に配慮しつつ、幹線道路沿いという立地環境を生かし、個別開発による流通業務施設等の誘致や事業所跡地等の土地利用転換による有効活用を図るゾーンです。
新たなまちづくり検討ゾーン	交通利便性の高い既存市街地の隣接地について、市街地開発事業等の計画的な面整備による新たなまちづくりを目指すゾーンです。

第3章　施策の大綱

政策1　スポーツ･観光を通じて魅力を発信するまち

本市の地域資源の一つであるスポーツ振興への取組及び施設を生かし、スポーツツーリズムをはじめとしたスポーツと観光によるまちづくりを推進することで、観光客等の交流人口の増加、商業の活性化を目指します。

また、市民誰もが生涯にわたって様々なスポーツを実践、応援できるようソフト・ハードの両面で支援します。

【関連するＳＤＧｓ】



政策2　健康で安心安全に暮らせるまち

災害や犯罪から市民生活を守るため、防災・防犯体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、安心安全に暮らせるまちをつくります。

また、歩行者の安全、交通事故防止に向けた交通安全対策を推進するほか、拡大する消費者被害の防止に努めます。

さらに、市民が健康に暮らせるように、健康づくりを推進・支援するほか、県、周辺市町及び医療機関と連携し、地域医療体制の充実を図ります。

【関連するＳＤＧｓ】



政策3　人にやさしい思いやりのあるまち

楽しく子育てできる環境、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連帯し、支え合い、助け合うことができるやさしい思いやりのあるまちをつくります。

【関連するＳＤＧｓ】



政策4　環境にやさしく自然が豊かなまち

本市には、利根川と荒川の二大河川が流れ、郊外には田園や緑あふれる里山など豊かな自然が残されています。これらの自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、ごみの発生抑制と再資源化及び資源の再利用を促進します。

また、地球温暖化対策の推進により、ゼロカーボンシティくまがやを目指し、環境への負荷を軽減させ、環境にやさしく自然が豊かなまちをつくります。

【関連するＳＤＧｓ】



政策5　人が集い活力ある産業が育つまち

本市は、農業、商業、工業、それぞれの分野で県内トップクラスに位置しており、バランスの取れた産業都市です。市内農業の活性化に向けた支援をはじめ、企業誘致、企業支援、創業支援、商業者・各種団体等の支援・育成等を推進するとともに、就労環境の整備や、産学連携の促進により、人が集い活力ある産業が育つまちをつくります。

【関連するＳＤＧｓ】

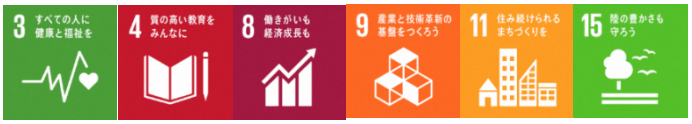

政策6　快適で暮らしやすいまち

道路、公園、上下水道など県北最大の都市にふさわしい都市基盤の整備とその利便性を向上させるための公共交通網の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、景観に配慮した快適で暮らしやすいまちをつくります。

【関連するＳＤＧｓ】



政策7　地域に根ざした教育･文化のまち

確かな学力を身に付け、たくましく心豊かな子どもを育てるために、教育施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組みます。

また、市民生活に潤いをもたらす文化芸術活動の振興、郷土の歴史を認識し、郷土愛を醸成する伝統文化の保存・活用を図ります。

【関連するＳＤＧｓ】



政策8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

多様化・高度化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するためには、市民と行政の協働が不可欠です。市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、主体的にまちづくりに参加し、満足度の高いまちをつくります。

同時に、そのような地域社会の基盤ともなる人権尊重や非核平和を推進するとともに、時代の変化に対応した行政運営を推進し、市民サービスの充実に努めます。

【関連するＳＤＧｓ】



施策の大綱に関連するゴールは、後期基本計画の各施策において設定した17のゴール、及び169のターゲットを精査した上で設定しています。

	1. **貧困をなくそう** あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		2. **飢餓をゼロに** 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	3. **すべての人に健康と福祉を** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		4. **質の高い教育をみんなに** すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5. **ジェンダー平等を実現しよう** ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		6. **安全な水とトイレを世界中に** すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	7. **エネルギーをみんなにそしてクリーンに** すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネ ルギーへのアクセスを確保する	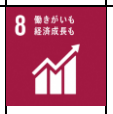	8. **働きがいも経済成長も** すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	9. **産業と技術革新の基盤をつくろう** 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		10. **人や国の不平等をなくそう** 国内および国家間の格差を是正する
	11. **住み続けられるまちづくりを** 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする		12. **つくる責任 つかう責任** 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	13. **気候変動に具体的な対策を** 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		14. **海の豊かさを守ろう** 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	15. **陸の豊かさも守ろう** 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		16. **平和と公正をすべての人に** 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17. **パートナーシップで目標を達成しよう** 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		